



ビジネス パートナー 行動規範

ボルボ・カー・グループ



目次

目的	5
原則	7
ボルボ・カーズがビジネスパートナーに対して期待すること	9
A 労働条件および人権	11
児童労働	11
強制労働	11
雇用条件	11
賃金および手当	11
労働時間	11
結社の自由と団体交渉	11
安全衛生	11
差別の禁止と機会均等	11
B 環境への配慮	13
一般的な期待	13
ビジネスパートナーの営業活動が環境に及ぼす影響	13
鉱物および金属の責任ある調達	13
予防原則	13
C 事業活動の誠実さ	15
腐敗の防止	15
利益相反	15
公正な競争および事業慣行	16
貿易制裁および輸出管理	16
ボルボ・カーズの機密情報および知的財産の保護	17
データ保護	17
D 監査権	19
E 苦情申立の手段および協力	19
F 違反の結果	19





目的

このビジネスパートナー行動規範（以下「本規範」）は、責任あるビジネス行動のビジョンについて明確にし、ボルボ・カーズ¹とのビジネス関係の過程において、ボルボ・カーズがすべてのビジネスパートナーに対して遵守を求めるビジネスの原則について定めるものです。

「ビジネスパートナー」という用語は、ボルボ・カーズと取引のあるすべての個人または法人（その取締役、役員および従業員を含む）を指し、ボルボ・カーズに対して物品およびサービスを供給する組織、ボルボ・カーズの製品およびサービスを販売するディーラー、ならびにボルボ・カーズに代わってビジネスを行う代表者などが含まれますが、これらに限定されません。

1 「ボルボ・カーズ」とは、Volvo Car AB（ボルボ・カー AB）およびその子会社（すなわち、Volvo Car AB によって直接または間接に支配されているすべての個人および事業体であり、経営権、出資持分またはその他により支配する）を言います。



原則

ボルボ・カーズは責任あるビジネスに取り組んでおり、バリューチェーンを通じて、誠実さ、ビジネスに対する責任、信頼に対する取り組みを示すことを目指しています。

そのためボルボ・カーズは、ビジネスパートナーに対しても同じレベルのコミットメントを期待しています。ボルボ・カーズとビジネス関係を結ぶことにより、また、このビジネス関係が維持される期間中、ビジネスパートナーには次のことが求められます。

- 適用される法律や規制（ビジネスパートナーはこれらの法律および規制に対する意識を持ち続けなければならない）、および本規範に記載された原則を遵守して事業を行う。
- 雇用する従業員や下請け業者が、適用される法律や規制（ビジネスパートナーはこれらの法律および規制に対する意識を持ち続けなければならない）、および本規範に記載された原則を認識し、遵守するようにする。特に、ビジネスパートナーには、ボルボ・カーズの事業に関連して雇用するサプライヤーを適切なデューディリジェンスに従って選択し、本規範に定める原則（またはそれと同等の原則）をサプライヤーに伝えるとともに、これらの原則の遵守を徹底することが期待されている。

本規範は、労働条件および人権の保護、環境への配慮、誠実な事業の遂行（贈収賄や腐敗に対するゼロ・トレランス・ポリシーを含む）に関して、ボルボ・カーズがビジネスパートナーに求める要件および期待を網羅するものです。

本規範に定める原則は、特定の国の法律または慣習と異なる場合があります。そのような場合、現地の法律または慣習が、本規範に定められているものよりも高い基準を課しているのであれば、常に現地の法律および慣習を適用するようにしてください。一方、本規範の方がより高い基準を定めている場合は、違法な活動とならない限り、本規範を優先するようにしてください。

本規範には、次のような、ボルボ・カーズが強く支持する国際的に認められた原則に基づく要件が含まれています。

- 国際的に宣言された人権条約、特に国際人権章典、国際労働機関²の中核となる8つの条約、国連子どもの権利条約第32条および国連のビジネスと人権に関する指導原則。
- OECD 国際商取引における外国公務員に対する贈収賄の防止に関する条約および OECD 多国籍企業行動指針。

このほかにボルボ・カーズは、人権、労働、環境、腐敗防止の分野で普遍的に受け入れられている10の原則に沿って行動することを約束した、企業のための戦略的政策である国連[グローバル・インパクトへの取り組み](#)を支持しています。

2 国際労働機関条約 第29号、第87号、第98号、第100号、第105号、第111号、第138号および第182号。



ボルボ・カーズが ビジネスパートナーに対して 期待すること

ビジネスパートナーは、ボルボ・カーズとのビジネス関係の中で、
次のすべての要件を満たすことを求められるとともに、
プロとして体系的に管理することが期待されています。



A 労働条件および人権

ボルボのブランドは 90 年以上にわたって慎重に築かれてきたものであり、

人、持続可能性、安全性に力を注ぐことと密接に関連しています。

このような理由から、また、ビジネスパートナーは直接的にも間接的にもボルボのブランドを代表していることから、私たちはビジネスパートナーに対して次のことを期待しています。

- 国際的な労働基準、特に国際労働機関の中核となる 8 つの条約に沿った労働条件を従業員に提供する。
- 子どもの権利を含む人権に関する国際的に宣言された原則を尊重し、促進する。

ボルボ・カーズは、国際労働機関（ILO）の要請を支持し、ビジネスパートナーが ILO 基準を遵守し、尊重することを期待しています。

児童労働

ビジネスパートナーは、あらゆる形態の児童労働の防止に取り組むものとします。いかなる場合でも、15 歳未満（その国の法律で認められている場合は 14 歳未満）、または 15 歳以上であってもその国の法定最低年齢未満の者に雇用してはなりません。

強制労働

ボルボ・カーズの事業、製品およびサービスに関連して、いかなる種類の強制労働もあってはなりません。したがってビジネスパートナーはその形態を問わず、強制労働を行ってはなりません。この禁止事項には債務による束縛、人身売買およびその他の形態の現代奴隷が含まれます。

雇用条件

ビジネスパートナーは、従業員の労働条件が、適用されるすべての法的要件を遵守するようにしなければなりません。また各従業員は、自分の雇用条件について、理解しやすい言語で書かれた情報を受け取る権利があります。

賃金および手当

ビジネスパートナーは従業員に対して、法廷最低基準、団体協約または一般に普及する適切な業界基準のいずれか高いものを満たすか、それを上回る賃金および手当を支払うものとします。

控除は、適用される法律、規制および団体協約に基づく場合に限り認められます。懲戒処分としての賃金控除は認められないものとします。

賃金や福利厚生に関する情報は、すべての従業員が理解できる言語で、適切な時期に、適用される法律に従って、すべての従業員が入手できるようにしなければなりません。

ボルボ・カーズはビジネスパートナーに対して、基本的なニーズを賄い、適切な生活水準を可能にするのに十分な総額の報酬を従業員に与えることを推奨します。またビジネスパートナーに対して、公正な賃金を確保するために組織的に努力することを推奨します。

労働時間

ビジネスパートナーは、労働時間に関して適用される法律（時間外労働および時間外手当を含むがこれらに限定されない）および休養に関する規則を遵守しなければなりません。

結社の自由と団体交渉

ビジネスパートナーは、現地の法律で認められている場合には、従業員が合法的に労使関係に関わる団体を結成、参加または排除する権利、および団体交渉を行う権利を尊重するものとします。またビジネスパートナーは従業員に対して、報復を恐れることなく、労働条件について経営陣と話し合う機会を与えるようにしなければなりません。

安全衛生

安全は、いかなる決定を下す場合でも、常に特に重要な要素の一つとなります。ビジネスパートナーは常に適用される基準や法的要件を満たし、可能であればそれ以上の安全で衛生的な職場環境を提供し、維持しなければなりません。

差別の禁止と機会均等

ビジネスパートナーは、性別、民族、宗教、年齢、障がい、性的指向、国籍、政治的意見、所属組合、社会的背景または、適用される法律で保護されているその他の特性に基づくいかなる形態の差別も行ってはなりません。すべての従業員は、敬意、尊厳および一般的な礼儀をもって扱われなければなりません。



② 環境への配慮

ビジネスパートナーは、適用されるすべての環境法および規制を確実に遵守しなければなりません。またビジネスパートナーに対しては、環境を保護し、バリューチェーン全体での環境への影響を制限するというボルボ・カーズのコミットメントを支援することが期待されています。

これには、排出量の削減および資源の節約など、ビジネスパートナーの営業活動、製品およびサービスにおける環境フットプリントの削減に向けた積極的なアプローチが含まれます。この点に関してビジネスパートナーには、循環型経済への移行を支援することが期待されています。また、ビジネスパートナーのサプライチェーンに対しても同様の環境への配慮が期待されています。

全般的な期待

ビジネスパートナーには次のことが期待されています。

- 環境マネジメントプログラム。効率性を確保するための資源の使用を監視し、関連するリスクを特定および軽減するとともに、環境パフォーマンスの継続的改善を可能にするものです。
- 環境問題に関するボルボ・カーズとのオープンな対話と、ボルボ・カーズとビジネスパートナー自身のパフォーマンスを向上させるための協力。またパートナーは透明性を保ち、求めがあった場合には必要な環境データをボルボ・カーズに提供します。
- ビジネスパートナー自身の環境パフォーマンスを管理するために設けられた手順。
- 必要に応じて、環境パフォーマンスについて、関係のあるステークホルダーおよび影響を受ける当事者に伝えるための手順。

ビジネスパートナーの営業活動が環境に及ぼす影響

関連する場合、ビジネスパートナーに対して、次のものを含むがこれらに限定されない、環境への影響の削減を目的とした活動を行うことが期待されます。

- ビジネスパートナー自身の営業活動およびより広範にわたるバリューチェーンにおいて発生する温室効果ガスの排出量の削減。
- エネルギー効率の向上と再生可能エネルギー使用の増加。
- 大気質の保全および排出管理
- リユースおよびリサイクルを通じての廃棄物削減ならびに持続可能な材料の提供に対する支援。
- 水質および水の消費の管理
- 営業活動および製品に使用される化学物質の確実な安全管理。

鉱物および金属の責任ある調達

ビジネスパートナーは、人権侵害、非倫理的な事業行為（腐敗など）、環境破壊または紛争への資金提供に寄与しない方法で採掘および取引された鉱物および金属のみを使用することが期待されます。ビジネスパートナーは、金属および鉱物が責任をもって調達および取引されるように、自身およびそのサプライヤーが営業活動を行う中で、確実にデューディリジェンスを実施することが期待されます。ビジネスパートナーは、求められた場合には、これらのデューディリジェンスのための手段をボルボ・カーズに対して提供します。またビジネスパートナーは、3TG（スズ、タンタル、タングステンおよび金）およびコバルトのサプライチェーンの完全な透明性およびトレーサビリティを確保するためのボルボ・カーズの取り組みに対する完全な支援および協力をするのが求められます。

予防原則

ボルボ・カーズはビジネスパートナーに対して、常に予防原則を適用することを期待しています。これは、ある起こり得る行動によって、人、社会または環境に対してまたは安全に悪影響を及ぼす可能性があると感じるに足る理由がある場合に、常に予防措置を講じるということの意味しています。



③ 事業活動の誠実さ

ボルボ・カーズとそのビジネスパートナーの間のビジネス関係は、信頼、透明性、誠実さ、説明責任に基づいていなければならないため、ビジネスパートナーには、倫理的に最大限の誠実さをもって事業を行うことが期待されており、これには次のものが含まれます。

腐敗の防止

ビジネスパートナーとその下請会社は、贈収賄防止および腐敗防止に関する適用法および規制を遵守して、業務および取引を行わなければなりません。ビジネスパートナーおよび下請会社は、ボルボ・カーズの贈収賄および腐敗に対するゼロ・トレランスに従い、贈収賄および汚職の一形態として解釈される可能性のあるいかなる行為または不作為には、決して関与も容認もしないものとします。

したがってビジネスパートナーは、政府関係者や個人を問わず、事業における意思決定に対して不適切な影響を与えることを意図したいかなる形態の不適切な利益（贈答、便宜または接待）³の提供も受領も行ってはなりません。ビジネスパートナーは、贈収賄および汚職に関して、通常、よりリスクが高いと考えられる次の状況に対して、特に注意を払うことが奨励されます。

- 公務員とのやりとり：公務員とのやりとりの場合、より厳格な規則が適用されます。例えば、便宜を図ってもらうための支払いは常に禁止されています。
- 仲介業者（特にエージェント）の利用：贈収賄の多くは、報酬の一部を賄賂に充てる可能性のある第三者の仲介業者（セールスコンサルタント、エージェント、ブローカーなど）が関与しています。仲介業者を選定する際には、適切な選択基準およびデューデリジェンスに基づかなければなりません。
- 慈善活動、団体または政党への寄付およびスポンサー活動：これらの活動は贈収賄や汚職のルートとなる可能性があります。

原則としてボルボ・カーズはビジネスパートナーに対して、ボルボ・カーズの取締役、役員、従業員に贈答、便宜または接待を提供しないことを求めています。あらゆる場合において、ビジネスパートナーがボルボ・カーズの従業員に対して提供する社会的便宜とは、次のようなものです。

- 受領者の事業における判断に対して不適切な影響を及ぼすことを意図したり、そのように見えたりするものであってはならない。
- 慣例的で適切なビジネスの儀礼でなければならない。すなわち、ボルボ・カーズに対して恥辱を与えたり、評判を傷つけたりするものであってはなりません。
- 価値および頻度が妥当なものでなければならない。

万が一、ボルボ・カーズの従業員が本規範に違反して不適切な支払いや報酬を要求した場合、ビジネスパートナーは、たとえその要求を拒否した場合でも、後述するセクション E に従ってボルボ・カーズに通知することが求められます。

またビジネスパートナーは、すべての報告書、記録、請求書が正確かつ完全なものであり、虚偽の情報または誤解を招くような情報が含まれていないか確認することが期待されます。

利益相反

ボルボ・カーズとそのビジネスパートナーの間で利益相反が生じる可能性または利益相反が生じているように見える状況は、どんなものであっても回避しなければなりません。ボルボ・カーズまたはビジネスパートナーの従業員による専門家としての判断、パフォーマンスまたは意思決定能力は、現在のビジネスに関係のない考慮事項から独立していなければならず、個人的な利益によって影響される（または、影響されているように見える）ことがあってはなりません。

したがって、ボルボ・カーズやビジネスパートナーの利益と、それぞれの従業員の個人的な利益（または親族、友人もしくは近親者の個人的利益）とは、別々に分離されていなければなりません。

ビジネスパートナーは、次のような場合、後述するセクション E に従ってボルボ・カーズに通知することが求められます。

- ビジネスパートナーの取締役、役員、従業員（またはその親族）が、ビジネスパートナーの事業に利益をもたらす可能性のある意思決定を行う（または意思決定に影響を及ぼす）立場にあるボルボ・カーズの従業員と個人的な関係（例：家族または友人）がある場合。
- ボルボ・カーズの従業員（またはその家族）が、ビジネスパートナーと何らかの形で関係がある、または金銭的なつながりがある場合。

これと同様にボルボ・カーズの従業員は、前述のビジネスパートナーと関連するビジネス上の意思決定または推奨を行う前に、ビジネスパートナーと相反する可能性がある関係または利害関係について、上司に開示する必要があります。

³ 不適切な利益には、金銭の贈与、金銭の貸与、行楽または休暇、贅沢品、隠蔽された手数料またはキックバックなどが含まれますが、これらに限定されません。

公正な競争および事業慣行

ボルボ・カーズは、常に公正で責任ある市場参加者として行動するように努めるとともに、ビジネスパートナーに対しても同様であることを期待しています。したがって、ビジネスパートナーは、適用される競争法および規制（独占禁止法とも呼ばれる）を遵守する必要があります。

特にビジネスパートナーは、競合他社または自社のビジネスパートナーとの競争を阻害するような了解または合意をしてはなりません。これは、価格、販売条件（割引を含む）、戦略もしくは顧客関係、市場、市場シェア、顧客または地域に影響を及ぼすあらゆる取り決めに対して適用されます（入札手続きへのビジネスパートナーの参加には、特に注意することが期待されます）。また、機密情報⁴の交換または競争を不当に制限する、もしくは制限する可能性のあるその他の行為に対しても適用されます。

万が一、ビジネスパートナーがボルボ・カーズの競合他社と交流する場合、ビジネスパートナーはボルボ・カーズの機密情報を競合他社と共有することも、その逆も、また第三者を介しての共有も行ってはなりません。

またビジネスパートナーは、すべてのビジネス機会において、公正かつ倫理的に競争することが期待されます。ビジネスパートナーは、ボルボ・カーズに対するすべての声明、通信および表明が正確かつ真実であることを保証しなければなりません。

貿易制裁および輸出管理

ビジネスパートナーはボルボ・カーズと取引を行う際に、ボルボ・カーズに適用されるすべての貿易制裁および関連する全ての輸出管理法および規制を遵守する必要があります。

貿易制裁は、特定の国、企業、組織、個人との貿易および金融取引を制限し、輸出管理は、特定の「管理された」物品、ソフトウェアおよび技術を、必要なライセンスまたは関連当局から受けるその他の承認なしに輸出および再輸出することを制限するものです。これらの規則に違反した場合、ボルボ・カーズは重い罰則を科せられたり、その他の不利な影響を受けたりする可能性があります。

さらに、ビジネスパートナーは次のとおりでなければなりません（該当する場合）。

- (a) リスト記載者⁵に指定されない、または (b) リスト記載者に指定される原因になることが合理的に予想される行為に従事しない。
- (a) リスト記載者から調達した品目をボルボ・カーズに供給することを含む、直接的もしくは間接的なリスト記載者との事業活動、(b) ボルボ・カーズに対して適用される貿易制裁もしくは輸出管理法で禁止もしくは制限されている事業活動、または (c) ボルボ・カーズに対して適用される貿易制裁または輸出管理法による制限を回避もしくは違反しようと試みる取引への従事を控える。
- ボルボ・カーズの製品およびサービスが、包括的制裁措置を受けている国や地域、またはリスト記載者に販売されたり、その他の方法で利用可能になったりしないように確保する。
- ボルボ・カーズに供給されたすべての商品、ソフトウェアおよび技術について、必要な輸出または再輸出のライセンスまたはその他の認可を維持する。
- 商品、ソフトウェアまたは技術を輸出または再輸出する際に、ボルボ・カーズが関連する輸出規制を遵守するのに必要なすべての情報および文書をボルボ・カーズに提供する。

4 機密情報の例には、価格、費用、利益率、販売計画、稼働率、製品計画および市場シェアなどの非公開情報が含まれます（ただし、これらに限定されません）。

5 「リスト記載者」とは、(i) EU、米国、国連またはその他の関連する国もしくは当局が公表したリスト上で貿易制裁または輸出管理の対象に指定されているか、それ以外の方法でかかる貿易制裁または輸出管理の対象となっている個人、企業、団体または組織、および (ii) リスト記載者の合計で 50% 以上所有されているか、リスト記載者によって支配されている企業、団体または組織を意味します。

ボルボ・カーズの機密情報および知的財産の保護

ボルボ・カーズは、ビジネス関係の過程において、機密情報や知的財産をビジネスパートナーと共有することがあります。

ビジネスパートナーは、ボルボ・カーズの機密情報を定められた守秘義務規定に従い、特に次のように取り扱う必要があります。

- ボルボ・カーズの機密情報を、不適切な開示、盗難または誤用から保護するために、適切な手段を講じる。
- ボルボ・カーズの機密情報は、正当な「知る必要性」のある取締役、役員、従業員のみに対して開示する。
- ボルボ・カーズが事前に書面により同意している場合を除き、ボルボ・カーズの機密情報を、ボルボ・カーズの競合他社と共有しない。
- ボルボ・カーズの機密情報を紛失したり、（知る必要のない取締役、役員もしくは従業員、または第三者が）不正にアクセスしたりした場合は、後述するセクション E に従って報告する。
- ビジネス関係の終了時には定められた機密保持規定に従って機密情報を取り扱うとともに、ビジネス関係の終了後も守秘義務は存続することを認める。

ビジネス関係の過程でボルボ・カーズの知的財産にアクセスする場合、ビジネスパートナーはそのような知的財産を同様の方法で扱い、特に不適切な開示、盗難または誤用から常に保護する必要があります。

データ保護

ビジネスパートナーは、ボルボ・カーズとの取引に関連して個人データを処理する際、適用されるデータ保護法および規制（プライバシー法とも呼ばれる）を遵守する必要があります。

「個人データ」とは、識別されたまたは識別可能な自然人に関連する情報と定義されます。識別可能な自然人とは、特に氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子などの識別子、またはその自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的もしくは社会的同一性を示す 1 つもしくは複数の要素を参照して、直接的または間接的に識別することができる者を言います。

さらに、ボルボ・カーズに代わって処理活動を行うビジネスパートナーは、合意された特定の契約条項を遵守する必要があります。特にビジネスパートナーは、個人データを不適切な開示、盗難または誤用から常に保護する責任があり、ボルボ・カーズの個人データに関連するいかなる事故も、直ちにボルボ・カーズに報告しなければなりません。



D 監査権

ボルボ・カーズと締結した契約に定められた監査権のほかに、ビジネスパートナーは次のとおり同意します。

- ボルボ・カーズは（直接またはその目的のために任命された独立した第三者を通じて）、書面による事前の通知に従い、いつでも監査を実施することにより、本規範の遵守状況の検証および評価を行うことができる。事前の通知によって、ビジネスパートナーが本規範に基づく義務または約束を遵守しているかどうかについて、ボルボ・

カーズが検証を行う妨げになるとボルボ・カーズが合理的に判断した場合、ビジネスパートナーは事前の通知なしによる監査を認める。

- ボルボ・カーズに対してすべての関連情報を提供し、ボルボ・カーズおよびその代表者が係る監査を実施する目的でビジネスパートナーの敷地内に立ち入ることを認める。

E 苦情申立の手段および協力

ボルボ・カーズはビジネスパートナーに対して、本規範に関して質問をするように奨励しています。また、適用される刑法および規制、または本規範の下での要件に対する違反が疑われる場合には、速やかにその懸念を提起することが求められます。

法律で許可されている場合、懸念事項は Tell-us 報告ライン ([link](#)) を通じて、匿名により報告することができます。しかし

ボルボ・カーズは、適用される法律に従い、効率的な調査のための最善の基盤を作るため、報告者は自分の身元を明らかにすることを推奨します。報告者が身元をボルボ・カーズに明かしている場合は、可能な限り秘密は守られます。

ビジネスパートナーは、調査の際にボルボ・カーズに協力することが期待されており、またビジネス上の不正行為の疑念を報告した人に対して報復しないことが期待されています。

F 違反の結果

ビジネスパートナーは、本規範の下での義務または約束に対する違反が重大な契約違反になること、また（ボルボ・カーズの独自の裁量により）次の結果を招く可能性があることに同意します。

- ビジネスパートナーが、違反行為を是正し、将来、同様の事態が起こらないようにするために、損害賠償の支払いおよび合理的な期間内での適切な是正措置の実施など、必要な是正措置をとること。

- ボルボ・カーズが、違反したビジネスパートナーに対して、ビジネスパートナーに書面による通知を行った上で、ビジネス関係の即時終了にまで至る措置をとること。





ボルボ・カーズのコンプライアンス倫理室には、
次のいずれかの方法により連絡することができます。

* 電子メールアドレス：
コンプライアンス倫理室：cceoffic@volvocars.com
Cédric Dubar（セドリック・デュバル）
（コンプライアンス倫理担当責任者）：cedric.dubar@volvocars.com

* 郵便の場合：
ボルボ・カーズ
コンプライアンス倫理室
Torslanda HABVS
SE-405 31 Göteborg, Sweden

* Tell Us: [Link](#)

日時：

本ビジネスパートナー行動規範は、ボルボ・カーズのエグゼクティブ・マネジメント・チームが
2019年5月13日に採択しました。本文書は1年おきまたは必要に応じて改定されます。

発行：ボルボ・カーズ、コンプライアンス倫理室

Volvo Car AB（ボルボ・カー AB）

本社：Volvo Car AB, 405 31 Göteborg

登記番号：556810-8988

本規範は、雇用契約として解釈されるものではなく、
本規範によってボルボ・カーズが継続的な雇用の権利を与えることはありません。

V O L V O